

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年12月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900136 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900022 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 46 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 15 日

A 社から請求期間に支給された賞与について、同社から賞与支払届が年金事務所に提出されていなかった。産前産後休業期間中の賞与であるため、当該賞与からの厚生年金保険料の控除はないが年金額の基礎となる賞与記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額 46 万 1,000 円は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 第 1 項及び同法第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産前産後休業期間中（平成 28 年 * 月 * 日から平成 28 年 * 月 * 日まで）及び育児休業期間中（平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 第 1 項には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書等における賞与支給額から 46 万 1,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900080 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900025 号

第 1 結論

平成 19 年 9 月から平成 20 年 9 月までの請求期間及び平成 21 年 4 月から平成 23 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 9 月から平成 20 年 9 月まで
② 平成 21 年 4 月から平成 23 年 5 月まで

請求期間の国民年金保険料については、郵便局の窓口やコンビニエンスストアで支払った。支払っていない期間については、領収（納付受託）済通知書を所持しているため、この期間以外はすべて支払いしている。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、郵便局の窓口又はコンビニエンスストアで納付した旨主張しているところ、ゆうちょ銀行は、平成 19 年から平成 23 年までの期間に係る国民年金保険料領収済通知書は、調査期間 5 年を経過しているため確認できない旨回答しており、日本年金機構は、コンビニエンスストア各社における国民年金保険料の収納記録の照会には納付書のバーコード情報が必要であるが、納付書のバーコード情報の保存期間は、領収済通知書の発行年度より最大 4 年度である旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の収納記録の確認をすることができない。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地である A 町及び B 市が提出した請求者に係る住民税課税基礎資料によると、平成 19 年から平成 23 年までの期間において、請求者が、社会保険料控除額として国民年金保険料の納付金額を申告していたこととはうかがえないことから、当該資料から請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

なお、請求者は、平成 25 年 6 月 12 日を発行年月日とする平成 23 年 6 月分、同年 7 月分から平成 24 年 2 月分まで及び同年 3 月分から同年 6 月分までの未使用の領収（納付受託）済通知書 3 枚を提出しているが、当該通知書は、発行年月日時点において納付が可能であった未納期間について発行されたものであり、当該通知書をもって請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されていた事実をうかがうことはできない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900141 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900026 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私が 21 歳の春頃、A 区役所から自宅に電話があり、年金手帳と国民年金保険料の振込用紙が送付されてきたので、請求期間の国民年金保険料を前夫の分と一緒に B 銀行か郵便局で納付した。請求期間当時、前夫の確定申告をしていたので、自身の国民年金保険料の領収書を添付して申告していたことを記憶している。A 区か B 市で、年金手帳を一つにしてくださいと言われたので、年金手帳を一つにした。そのとき、A 区で納付した請求期間の国民年金の納付記録がなくなったのだと思う。

請求期間の国民年金保険料が前夫の分は納付されていて、自分の分が納付されていないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金の記号番号により行われているところ、日本年金機構は、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号 (*) について、A 区において昭和 60 年 8 月に払い出されたものとしており、当該記号番号 (*) 以外に、請求者に対し、請求期間において国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であったと考えられる。

また、請求者の国民年金の記号番号 (*) の払出しが昭和 60 年 8 月であることから、当該払出時点において、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和 58 年 7 月から昭和 59 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を納付することが可能であるが、請求者が名称を挙げ、国民年金保険料を納付書により納付したとする B 銀行 D 支店及び郵便局は、いずれも資料の保管期限が過ぎているため請求期間当時の資料の保管はないとしている上、請求期間当時、請求者は、A 区役所で前夫の確定申告の際に自身の国民年金保険料の領収書を添付したと主張しているところ、同区役所は、請求期間当時の資料の保管はないとしていることから、請求期間における国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。